

最近の判例から (16)

質権が設定された敷金を破産宣告後の賃料に充当した破産管財人が、
質権者に対する不当利得返還義務があるとされた事例

(横浜地判 平成16・1・29 金法1707-106) 青山 節夫

敷金返還請求権につき権利質を設定した者が、賃貸借契約を忠実に実行し、質権者に損害を生じさせない旨約したにかかわらず、その破産管財人が賃料等を支払わずにこれに敷金を充当する旨の合意をして賃料等の支払を免れたときは、その破産管財人は質権者に対し、右敷金の中から回収予定であった相当額につき、不当利得として返還すべきであるとされた事例（横浜地裁平成16年1月29日判決請求認容、控訴 金融法務事情 1707号106頁）

1 事案の概要

平成元年3月、株式会社であるBは、訴外銀行より25億円を、平成7年9月、3億円をそれぞれ借入れた。（以下「本件貸付」という。）

平成10年2月、Bはビルの貸室2室、駐車場、倉庫を不動産会社Cより賃借（以下「本件賃貸借」という。）し、Cに対し、敷金合計6,050万円余（以下「本件敷金」という。）を差し入れた。

Bは、訴外銀行ほか4行に対しBが負担する債務の担保としてCに対して有する敷金返還請求権（以下「本件敷金返還請求権」という。）のうち、6,000万円につき質権を設定し（以下「本件質権」という。）、平成10年4月、本件賃貸借契約証書及び本件敷金の領収書を交付した。Cは、同日、確定日付のある証書により本件質権の設定を承諾した。本件質権

の実行による本件敷金の配分割合は、訴外銀行については、262分の30と合意された。

訴外銀行は、平成10年9月、Xに対し、本件貸付に基づくBに対する債権を付随する一切の担保等とともに譲渡し、翌日、B到達の書面で確定日付による債権譲渡通知を行った。

Bは、平成11年1月25日、破産宣告を受け、その管財人としてYが選任された。

Yは、Cとの間で、平成11年4月から同12年2月にかけて、本件敷金のうち6,043万円余を、本件賃貸借に関して生じたCが破産会社B（宣告前）もしくはYが管理する破産財団（宣告後）に対して有する債権に充当する旨を合意し、（以下、本件充当合意という。）賃借建物を明け渡した。そこでXは、本件充当合意によりXの権利質が消滅し、他方、破産財団は支払を免れたとして、Yに対し、不当利得返還請求権に基づき、質権者として取得することができた額の支払を求めて提訴した。Cの破産財団に対する破産宣告日以降の本件賃貸借に基づく賃料及び共益費等の費用並びに原状回復費用等（以下、「本件宣告後賃料等」という。）は、上記6,043万円余中の5,207万円余で、Xが本件質権を行使できなかったことにより回収できなかった額は、Xの本件敷金配分割合262分の30を乗じて算出した596万円余である。

2 判決の要旨

裁判所は以下の通り判示してXの請求を認容した。

- (1) 本件宣告後賃料等は、破産債権に優先する財団債権である（破産法47条8号）から、Yは、破産財団（資力）が十分であれば、これを随時弁済する義務がある。（同法49条、50条）
- (2) Yの主張に照らすと、Yは、Cに対し、本件充当合意の時点において、本件宣告後賃料等を支払うことは十分に可能であったと認めるのが相当である。ところが、本件充当合意に基づき、本件宣告後賃料等の支払をせず、殊更、Bの預託した本件敷金を本件宣告後賃料等支払債務に充当したため、Xら質権者の別除権である本件質権が消滅したことが明らかである。
- (3) Bは、Xに対し、本件敷金返還請求権について本件質権を設定し、本件賃貸借契約を忠実に履行することにより、質権者に損害を生じさせない旨を約したことが認められる。そうするとXらは「本件敷金の停止条件付返還請求権（期待権）」に対して本件質権を有するから、Bは本件質権設定者として、Xらの本件質権を害してはならず、本件宣告後賃料等を不払いにして本件敷金から充当されないように対処すべき担保保存義務があると解するのが相当である。YもBの本件質権設定者の地位を引き継いだ以上、Xに対し、同様の担保保存義務があるといわなければならない。
- (4) Yは本件宣告後賃料等を支払うに足りる十分な破産財団を保有していたにもかかわらず、これに違反し、本件充当合意を行い、破産財団から出捐すべき本件宣告後賃料等の支払いを免れ、その結果、Xは本件敷金返還請求権に設定されていた本件質権のう

ち、262分の30相当の権利を喪失し、本件敷金の中から回収予定であった同金額を回収できなかったものであるから、損害と利得の間には直接の因果関係があり、破産財団には本件宣告後賃料等相当額について不当利得が成立したと認めるのが相当である。

- (5) Yは、本件宣告後賃料等が破産財団から随時弁済しなければならない財団債権であるのみならず、破産財団をもって十分に弁済することが可能であることを知りながら、殊更、未払を続け、本件質権者の了解を得ることなく本件充当合意を行い、本件賃貸借終了後の本件敷金返還請求権をゼロにし、破産財団から本件宣告後賃料等の出捐をしなかったものであるから、前記不当利得が成立する事実経過を認識していたというべきであり、悪意の受益者に当たることが明らかである。そうすると、Yは、本件充当合意をした時点で、悪意であったというべきであるから、各充当した時点以降の民法所定の年五分の割合による法定利息の支払を命じるのが相当である。

3 まとめ

本件は破産宣告後の財団債権という特殊なケースで、破産管財人が殊更、宣告後の賃料を支払わず、敷金充当により質権を侵害したものであり、先例のない事例であるが、最近、金融手法の多様化もあって、敷金返還請求権に対する担保権の設定、また敷金返還請求権の保全といったニーズが増えていると思われ、実務の参考になる事例である。